

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）		
事務・権限の概要	○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。 ○根拠法令：統計法（平成19年法律第53号）第7条、第9条 ○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定） ○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	64人の内数（平成25年度末現在） （北海道局7人の内数、東北局10人の内数、関東局9人の内数、中部局6人の内数、近畿局10人の内数、中国局11人の内数、四国局4人の内数、九州局7人の内数）		
事務量（アウトプット）	・毎月実施。 ・調査対象数は約17,000事業所（うち経済産業局実施分 約8,300）。 ・経産局からの調査票配布数：約8,300／月、 調査票回収・審査数：約8,000／月、 督促数：約2,700／月（延べ数）		
地方側の意見	—		
その他各方面の意見	都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP（鉱工業指数）等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなるのが懸念される。 実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。		
平成21年工程表における見直しの内容	民間委託の拡大等を進める。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限	調査対象品目や調査対象抽出基準の見直しを毎年行っており、平成21年と比べて調査対象事業所数は約400事業所（うち経済産業局実施分約300）減少。		

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a ※ 都道府県 が既に調査 を実施して いる業種であ って、都道府 県の側にお いて受け入 れる体制が整 ったものにつ いて移譲を 検討</p> <p>C ※ 上記以外 のもの</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 結果 A-a ※ 都道府県が 既に調査を実 施している業 種であって、 都道府県の側 において受け 入れる体制が 整ったもの について移譲を 検討</p> <p>C-c ※ 上記以外 のもの</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。</p> <p>本調査業務では、毎月半ばまでに約 17,000 事業所から前月末メデータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ分担して調査業務に当たっている。</p> <p>現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約 4,300、都道府県担当は約 2,000）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。</p> <p>他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から、全国的な規模で実施すべき事務として、局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい半面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 2
-------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																	
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定																																																																
事務・権限の概要	<p>○目的： 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。</p> <p>○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条の2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第5条の2</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、地方経済産業局・経済産業部長が「確認書（大臣名）」を発行する。</p>																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																
関係職員数	65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局10人の内数、関東局10人の内数、中部局6人の内数、近畿局12人の内数、中国局6人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数）																																																																
事務量（アウトプット）	<p>（エンジェル税制確認書発行件数） (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">北海道局</th> <th colspan="2">東北局</th> <th colspan="2">関東局</th> <th colspan="2">中部局</th> <th colspan="2">近畿局</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>88</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">業務指標</th> <th colspan="2">中国局</th> <th colspan="2">四国局</th> <th colspan="2">九州局</th> <th colspan="2">沖縄局</th> <th colspan="2">全国</th> </tr> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> <tr> <td>確認件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>99</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	北海道局		東北局		関東局		中部局		近畿局		平成23年度	平成24年度	確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2	業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国		平成23年度	平成24年度	確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64																
業務指標	北海道局		東北局		関東局		中部局		近畿局																																																								
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																							
確認件数	0	0	3	0	88	60	1	1	6	2																																																							
業務指標	中国局		四国局		九州局		沖縄局		全国																																																								
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度																																																							
確認件数	0	1	0	0	1	0	0	0	99	64																																																							
地方側の意見	<p><全国知事会> 「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日） —「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 （抜粋）中小企業やベンチャーの支援に関する事務</p>																																																																
その他各方面の意見	—																																																																
平成21年工程表における見直しの内容	<p>新規産業の環境整備に関する事務 ベンチャー支援事業等については、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p>																																																																

<p>平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成22年の検討 結果 B②</p>	<p>（区分の理由等） 当該事務は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律をはじめ租税特別措置法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>
<p>備考</p>	<p>当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 3																													
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援																															
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国産業の国際競争力強化等に資する新事業の創出等</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：産業クラスター支援として、平成13年度以降、企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、広域的な産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。</p> <p>立ち上げ期、成長期を経て、平成22年度から1年前倒して自律的発展期に移行しており、国の支援は、各産業クラスター活動の自立化に向けた地域主導の取組に対する側面的な支援にシフト。</p>																															
予算の状況 (単位:百万円)	-																															
関係職員数	143人の内数 (北海道局19人の内数、東北局19人の内数、関東局11人の内数、中部局12人の内数、近畿局12人の内数、中国局26人の内数、四国局8人の内数、九州局36人の内数)																															
事務量（アウトプット）	<p>【過去の産業クラスター支援の実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金採択件数</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>中間確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>企業訪問総数</td> <td>約 4,700 回</td> <td>約 3,800 回</td> <td>約 4,000 件</td> </tr> <tr> <td>研究者訪問総数</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 件</td> </tr> <tr> <td>企業間、企業・大学間のマッチング調整件数</td> <td>約 14,300 件</td> <td>約 10,200 件</td> <td>約 10,300 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度以降は、側面的な支援（会議への参加や企業訪問、地域からの求めに応じて助言等を実施）にシフトしており、定量的な事務量の実績値はない。</p>					平成19年度	平成20年度	平成21年度	補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件	研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																													
補助金採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																													
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	約 4,000 件																													
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	約 1,100 件																													
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	約 10,300 件																													
地方側の意見	<p><平成23年8月30日全国知事会（抜粋）></p> <p>「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。</p> <p>・新規産業の環境整備に関する事務</p>																															
その他各方面の意見	-																															
平成21年工程表における見直しの内容	<p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。</p> <p>産業クラスターの「自律的発展期」（2011年～2020年）における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。</p>																															
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度	<p>平成22年度から自律的発展期に入った産業クラスターについて、国は、地域主導の取組に対する側面的な支援へシフト。</p>																															

改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div data-bbox="194 510 363 654" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> C </div> （参考）平成 22 年の検討結果 B②	国の経済成長に資すると期待される新産業分野における広域的なクラスターについては、引き続き国の産業競争力強化の観点から支援していく必要がある。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 4																		
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務																				
事務・権限の概要	<p>○目的 「新しい公共」の重要な担い手として、福祉・子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（以下「SB」と言う。）を振興することにより、地域における新しい産業・雇用を創出するとともに、SBの事業規模拡大や事業基盤強化を促進。本事業は平成23年度に終了。平成24年度より、東日本大震災復興のため、被災地向けのSB事業を支援（平成24年度から5年間の予定）。</p> <p>○根拠法令：－</p> <p>○関係する計画・通知等 ・東日本大震災からの復興の基本計画（平成23年7月29日決定） 5.（2）②雇用対策 5.（4）④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・補助事業の採択審査手続、補助金の交付決定及び確定の手続 ・補助事業の進捗状況（中間、年度末） ・補助事業の管理及び指導・助言 等</p>																				
予算の状況 （単位：百万円）	<p>○平成25年度予算額 地域新成長産業創出事業費補助金 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業 200百万円</p>																				
関係職員数	<p>65人の内数（平成25年度末現在） （北海道局3人の内数、東北局10人の内数、関東局13人の内数、中部局9人の内数、近畿局12人の内数、中国局5人の内数、四国局5名の内数、九州局8人の内数）</p>																				
事務量（アウトプット）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">局別</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">平成24年度（新規）</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 15%;">補助事業の採択審査件数（応募件数）</th> <th style="width: 15%;">補助金の交付決定件数</th> <th style="width: 15%;">補助金の確定件数</th> <th style="width: 15%;">補助事業の進捗状況件数</th> <th style="width: 15%;">補助事業の管理及び指導・助言の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table>			局別	平成24年度（新規）						補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数		38	12	12	24	36
局別	平成24年度（新規）																				
	補助事業の採択審査件数（応募件数）	補助金の交付決定件数	補助金の確定件数	補助事業の進捗状況件数	補助事業の管理及び指導・助言の件数																
	38	12	12	24	36																
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p>																				
その他各方面の意見	－																				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>新規産業の環境整備に関する事務 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全</p>																				

	<p>国的視点に立った事業に限定する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度で全国的に実施してきたS B事業（地域新成長産業創出促進事業の内数）は終了。 ・平成24年度より東日本大震災の影響を受けた被災地向けにS B事業を実施。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> C </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C－c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度より、東日本大震災の復興支援事業として、対象地域を特定被災地域に限定した支援を実施している。本事業は域内の県境を跨いで活動するものに対しても支援することもあり、また、活動対象地域は復興の進捗を考慮して選定する必要があることから、国が域内を俯瞰して実施すべきもの。 ○なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 5																																									
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																												
事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務																																											
事務・権限の概要	<p>商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>同法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>《国（経済産業局）の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等 <p>《都道府県の権限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・ 年次報告の受理 等 																																											
予算の状況 （単位：百万円）	—																																											
関係職員数	67人の内数（平成25年度末現在） （北海道局9人の内数、東北局6人の内数、関東局7人の内数、中部局7人の内数、近畿局10人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局8人の内数）																																											
事務量（アウトプット）	<p>定款変更等の許認可処理件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国</td> <td>64</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北経済産業局</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>関東経済産業局</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>四国経済産業局</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>九州経済産業局</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>					平成22年	平成23年	平成24年	全国	64	20	26	北海道経済産業局	2	4	0	東北経済産業局	8	2	2	関東経済産業局	10	6	6	中部経済産業局	11	3	5	近畿経済産業局	12	1	4	中国経済産業局	7	1	2	四国経済産業局	0	1	4	九州経済産業局	14	2	3
	平成22年	平成23年	平成24年																																									
全国	64	20	26																																									
北海道経済産業局	2	4	0																																									
東北経済産業局	8	2	2																																									
関東経済産業局	10	6	6																																									
中部経済産業局	11	3	5																																									
近畿経済産業局	12	1	4																																									
中国経済産業局	7	1	2																																									
四国経済産業局	0	1	4																																									
九州経済産業局	14	2	3																																									
地方側の意見	—																																											
その他各方面の意見	<p>〈平成25年5月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所） ・ 現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所） ・ その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所） 																																											

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後から現在まで、当該事務・権限に関する見直しの取組、制度改正等は行っていない。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>【地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（H20. 5. 28）, 第 2 次勧告（H20. 12. 8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C ※上記以外の事務</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 A-a（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等） 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要であること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
<p>備考</p>	<p>「地方分権改革推進委員会」から政府に対して出された「第 1 次勧告」（H20. 5. 28）及び「第 2 次勧告」（H20. 12. 8）において、「商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する」とこととされている。したがって、移譲に当たっては、所要の規制緩和（届出制への変更等）を含めて検討することが必要。</p>

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No.												
事務・権限移譲等検討シート（個票）														
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務（地域イノベーション）													
事務・権限の概要	<p>○目的 我が国経済全体の発展、国際競争力強化の観点から、新事業・新産業の創出につなげるため、企業、大学、公的研究機関などの産学官連携による高度技術の開発について、全国レベルの先端的なモデル事業など全国的な視点に立った事業を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 本省が予算要求、公募・採択取りまとめ、プロジェクトの一元管理等を行い、経済局が事前相談、応募受付、実施体制・地域経済への寄与等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理に加え、制度見直し等に関する本省への提案等を行っている。</p>													
予算の状況 （単位：百万円）	平成25年度予算案計上額 296百万円 （ものづくり中小企業連携支援事業 11,870百万円の内数）													
関係職員数	114人以内数（平成25年度末現在） （北海道局9人以内数、東北局10人以内数、関東局14人以内数、中部局20人以内数、近畿局19人以内数、中国局14人以内数、四国局7人以内数、九州局21人以内数）													
事務量（アウトプット）	<p>下記の他、公募にかかる説明会開催や、問い合わせ対応を実施。 （全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約85件</td> </tr> <tr> <td>採択件数（執行件数）</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約34件</td> </tr> <tr> <td>中間・最終評価</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>16件</td> </tr> </tbody> </table>		業務指標	24年度	応募受付	約85件	採択件数（執行件数）	16件	中間帳簿検査	約34件	中間・最終評価	6件	確定帳簿検査	16件
業務指標	24年度													
応募受付	約85件													
採択件数（執行件数）	16件													
中間帳簿検査	約34件													
中間・最終評価	6件													
確定帳簿検査	16件													
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）													
その他各方面の意見	なし													
平成21年工程表における見直しの内容	なし													
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	なし													
その他既往の政府方針等	なし													
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域の実施体制等に属する自治体内の企業や大学、公的研究機関等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>また、本事業では、平成24年度においては16件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行</p>													
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; text-align: center; margin: 0 auto;">C</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>														

	政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。
備考	なし

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 7																															
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																					
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組むため、全国レベルの先端的なモデル事業として、産学連携による実践的な人材育成プログラムの開発とその実証等を実施する。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 応募受付、広域にまたがる大学・民間企業・研究機関などの実施機関との事業計画の作成、フォローアップ、帳票検査等の業務を実施。</p>																																				
予算の状況 (単位:百万円)	なし（平成22年度をもって事業終了）																																				
関係職員数	-																																				
事務量（アウトプット）	<p>(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募受付</td> <td>約80</td> <td>約50</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>約45</td> <td>約45</td> <td>約20※</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中間帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約90</td> <td>約90</td> <td>約40</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※継続分のみ</p>							業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	応募受付	約80	約50	約20※	-	-	採択件数	約45	約45	約20※	-	-	中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-	確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																
応募受付	約80	約50	約20※	-	-																																
採択件数	約45	約45	約20※	-	-																																
中間帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
確定帳簿検査	約90	約90	約40	-	-																																
地方側の意見	「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）																																				
その他各方面の意見	-																																				
平成21年工程表における見直しの内容	-																																				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。																																				
その他既往の政府方針等	-																																				
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。今後は、国（経済産業局）、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。</p>																																				
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">D（廃止済み）</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 D</p>																																					
備考	-																																				

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 8
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・情報処理の促進に関する業務	
事務・権限の概要	<p>情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家IT戦略を全国的に推進していく必要がある。</p> <p>こうした国家IT戦略の一環として、次のような取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業等によるITを利活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援 ・先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援 ・昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウイルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するための国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進 	
予算の状況 (単位:百万円)	—	
関係職員数	61人の内数(平成25年度末) (北海道局5人の内数、東北局9人の内数、関東局6人の内数、中部局13人の内数、近畿局4人の内数、中国局12人の内数、四国局8人の内数、九州局4人の内数)	
事務量(アウトプット)	地域経済情報化基盤整備補助事業の執行件数…26件(平成21年度) ※事務量を定量的に示せない事務が数多く存在する。	
地方側の意見	移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について(平成23年8月30日、全国知事会)により「速やかに着手するもの」として意見が出されている。 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	—	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—	
その他既往の政府方針等	政府のIT総合戦略本部における戦略(平成25年5月策定予定)	
検討結果(事務・権限の区分)	<p>(区分の理由等)</p> <p>本業務は、地域振興に係るものではなく、国としてITの振興のために実施するものであり、IT総合戦略本部の強力なリーダーシップのもと、本年5月に策定される予定の戦略に従って実施していくことが求められているため、自治体や自発的な広域実施体制に移譲することは不適切。</p> <p>また、IT分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">C</div> <p>平成22年の検討</p>		

結果 C-c	した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家IT戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 9
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人財資金構想に関する事務	
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国企業への就職意欲のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対して、大学、地域経済団体、NPO 法人等と民間企業が連携して、人材育成から就職支援までの一連の事業を実施し、産業界で活躍する高度外国人材の育成及び我が国企業への受入れを促進することを目的としていた。</p> <p>○根拠法令：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：応募受付、委託契約手続き、中間帳簿検査、中間事業評価、最終事業評価、確定帳簿検査等の事務手続きや、優秀な留学生を日本企業に就職させるために、本事業の計画、調整、執行等のコーディネート業務を行っていた。「アジア人財資金構想」事業は委託事業であり、企画、立案、予算業務を本省にて実施し、経済局に本事業の契約、執行、確定検査業務を委任しており、地域における大学及び企業の巻き込み等の先導的な役割を経済局が担っていた。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度にて事業終了	
関係職員数	—	
事務量（アウトプット）	—	
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p> <p>（2）経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務 ・技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 	
その他各方面の意見	—	
平成21年工程表における見直しの内容	—	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>本事業では、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援に取り組んでいたが、平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定され、平成24年度をもって事業が終了した。</p> <p>なお、事業仕分け当時、本事業に参加していた留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施した。</p>	
その他既往の政府方針等	平成21年11月の事業仕分け（第一弾）において、廃止と判定。	
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等） 既に平成21年11月の事業仕分け（第一弾）の結果を受け、平成24年度をもって事業が終了しているため。</p>	
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">D</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">（廃止済み）</p> </div> <p>（参考）</p>		

平成 22 年の検討 結果 D (廃止・民営化)	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：経済産業局	No. 10
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務	
事務・権限の概要	<p>○目的及び制度概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鋳工業品の製造事業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鋳工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、適合命令、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 3 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 2 1 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 2 2 条） ・ 登録の更新（法第 2 8 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 2 9 条、第 3 1 条、第 3 2 条、第 3 3 条、第 3 4 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 3 6 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 3 7 条） ・ 登録の取消し（法第 3 8 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 4 0 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている（同条第 2 項）。 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	<p>9 2 人の内数（平成 2 5 年度末現在）</p> <p>（北海道局 9 人の内数、東北局 1 0 人の内数、関東局 1 4 人の内数、中部局 1 3 人の内数、近畿局 1 9 人の内数、中国局 1 4 人の内数、四国局 7 人の内数、九州局 6 人の内数）</p>	

事務量（アウトプット）	・ 認証製造事業者等に対する立入検査 約 130 件（平成 21～23 年度の平均）
地方側の意見	—
その他各方面の意見	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 ・ その他の相談・報告等 <p>これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。</p> <p>② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。</p>
平成 21 年工程表における見直しの内容	—
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A - a ※一の都道府県内のみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C ※上記以外の業務</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証製造業者等には全国規模で事業展開しているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応が出来なくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、自治体を跨がる問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が取れなくなる。 ・ 各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用になるとともに、技術継承や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a（一部） C - c（その他）	
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 11														
事務・権限移譲等検討シート（個票）																	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務																
事務・権限の概要	○目的： 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。 ○根拠法令： 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法） ○出先機関が実施する業務 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 等																
予算の状況 （単位：百万円）	ものづくり中小企業連携支援事業 11, 871百万円の内数																
関係職員数	109人の内数（平成25年度末現在） （北海道局5人の内数、東北局19人の内数、関東局10人の内数、中部局17人の内数、近畿局15人の内数、中国局26人の内数、四国局4人の内数、九州局13人の内数）																
事務量（アウトプット）	1. 「中小ものづくり高度化法」認定件数（平成25年3月8日現在） （単位：件）																
	（全国） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>132</td> <td>656</td> <td>1,050</td> <td>650</td> <td>583</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	132	656	1,050	650	583
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	132	656	1,050	650	583												
	（北海道局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>24</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	24	31	22	23
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	24	31	22	23												
	（東北局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>13</td> <td>41</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	13	41	67	70	32
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	13	41	67	70	32												
	（関東局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>37</td> <td>324</td> <td>440</td> <td>279</td> <td>206</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	37	324	440	279	206
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	37	324	440	279	206												
	（中部局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>86</td> <td>133</td> <td>92</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	86	133	92	97
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	86	133	92	97												
	（近畿局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>31</td> <td>129</td> <td>239</td> <td>132</td> <td>142</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	31	129	239	132	142
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	31	129	239	132	142												
	（中国局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>6</td> <td>20</td> <td>47</td> <td>17</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	6	20	47	17	27
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	6	20	47	17	27												
	（四国局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>37</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	4	12	37	9	13
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	4	12	37	9	13												
	（九州局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>5</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>27</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	5	19	52	27	37
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	5	19	52	27	37												
	（沖縄局） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	1	1	4	2	6
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度												
認定件数	1	1	4	2	6												

2. 「戦略的基盤技術高度化支援事業」応募件数／採択件数

(全国) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	134	858	1,541	995	639
採択件数	48	297	433	188	134
(北海道局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	8	39	42	31	25
採択件数	2	17	12	9	5
(東北局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	7	61	89	124	35
採択件数	3	25	31	36	11
(関東局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	44	376	630	390	235
採択件数	10	122	156	55	49
(中部局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	29	126	216	127	101
採択件数	15	42	72	27	24
(近畿局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	31	179	357	226	154
採択件数	10	59	99	39	26
(中国局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	10	27	68	33	28
採択件数	4	16	20	6	6
(四国局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	1	16	49	17	13
採択件数	1	4	16	6	2
(九州局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	3	33	81	38	42
採択件数	2	12	24	8	11
(沖縄局) (単位：件)					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
応募件数	1	1	9	9	6
採択件数	1	0	3	2	0

地方側の意見

○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)

○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)

その他各方面の意見

経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。(総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント) <平成17年11月>

平成21年工程表における見直しの内容

中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務

○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。

平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む)

中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務については、平成21年度以降、平成24年度において、最新技術の動向を反映するために、中小ものづくり高度化指針の内容を以下のとおり改定。

○新規技術として「冷凍空調に係る技術」「塗装に係る技術」の2技術を追加。

○次の特定ものづくり基盤技術については、対象範囲拡大等のため、名称を変更。

<p>む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(変更前)</th> <th style="text-align: center;">(変更後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「溶射に係る技術」</td> <td>→ 「溶射・蒸着に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「繊維加工に係る技術」</td> <td>→ 「繊維加工に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「部材の結合に係る技術」</td> <td>→ 「部材の締結に係る技術」</td> </tr> <tr> <td>「真空の維持に係る技術」</td> <td>→ 「真空に係る技術」</td> </tr> </tbody> </table>	(変更前)	(変更後)	「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」	「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」	「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」	「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」
(変更前)	(変更後)										
「溶射に係る技術」	→ 「溶射・蒸着に係る技術」										
「繊維加工に係る技術」	→ 「繊維加工に係る技術」										
「部材の結合に係る技術」	→ 「部材の締結に係る技術」										
「真空の維持に係る技術」	→ 「真空に係る技術」										
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>										
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。</p> <p>このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。</p>										
<p>備考</p>											

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局				No. 12	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務						
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務						
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数						
関係職員数	114 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 10 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）						
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）						
	業務指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	認定件数		139件	114件	46件	53件	71件
	補助交付件数		273件	294件	227件	153件	（未確定）
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）						
その他各方面の意見	—						
平成 21 年工程表における見直し	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務						

<p>の内容</p>	<p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 824 363 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">c</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 13
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業の地域資源活用に関する事務																		
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務																		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数																		
関係職員数	115 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）																		
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・ 法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務指標</th> <th style="width: 10%;">20年度</th> <th style="width: 10%;">21年度</th> <th style="width: 10%;">22年度</th> <th style="width: 10%;">23年度</th> <th style="width: 10%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>262件</td> <td>235件</td> <td>93件</td> <td>94件</td> <td>111件</td> </tr> <tr> <td>補助交付件数</td> <td>346件</td> <td>481件</td> <td>436件</td> <td>325件</td> <td>（未確定）</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	262件	235件	93件	94件	111件	補助交付件数	346件	481件	436件	325件	（未確定）
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度														
認定件数	262件	235件	93件	94件	111件														
補助交付件数	346件	481件	436件	325件	（未確定）														
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）																		
その他各方面の意見	—																		
平成 21 年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全																		

	<p>国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p> <p>平成22年の自己仕分け結果を受け、法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した。</p> <p>平成21年12月の地方分権改革推進計画を受け、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。（平成24年4月施行）</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C 一部D</p> </div> <p>参考） 平成22年の検討結果 D（一部） C-c（その他）</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p> <p>なお、対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業について平成23年4月から廃止した他、地域主権一括法（第一次）により、都道府県の基本構想の作成に係る規定及びその作成又は変更に係る主務大臣の認定に係る規定を廃止した。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 14
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																			
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務																		
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農商工等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務																		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 25 年度予算額：1,860 百万円の内数																		
関係職員数	115 人の内数（平成 25 年度末現在） （北海道局 19 人の内数、東北局 21 人の内数、関東局 11 人の内数、中部局 11 人の内数、近畿局 12 人の内数、中国局 6 人の内数、四国局 13 人の内数、九州局 22 人の内数）																		
事務量（アウトプット）	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 （アウトプット） ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 （全国）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>177件</td> <td>184件</td> <td>65件</td> <td>60件</td> <td>60件</td> </tr> <tr> <td>補助交付件数</td> <td>63件</td> <td>201件</td> <td>224件</td> <td>161件</td> <td>（未確定）</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	認定件数	177件	184件	65件	60件	60件	補助交付件数	63件	201件	224件	161件	（未確定）
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度														
認定件数	177件	184件	65件	60件	60件														
補助交付件数	63件	201件	224件	161件	（未確定）														
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）																		
その他各方面の意見	—																		

<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>平成21年工程表決定を受け、補助金の交付決定に際し、事業者から国（経済産業局）へ補助事業計画が提出され次第、関係する都道府県へ情報を提供し、意見聴取の機会を設け、補助事業計画に対する意見が提出された場合には、その意見を十分配慮するよう見直すこととし、平成21年6月から実施した。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 869 363 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要から、国が全国的視点の下で法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、著しい支障を生じる。</p> <p>また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：経済産業局	No. 15						
事務・権限移譲等検討シート（個票）									
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業再生支援に関する事務等								
事務・権限の概要	<p>○目的： 全国の中小企業の事業の再生及び事業引継ぎを適切に支援するため、全国の中小企業の支援体制や制度の整備、中小企業承継事業再生の円滑化等を行う。</p> <p>○根拠法令 中小企業基本法第22条第4項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2～、第40条～</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・ 支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の業務運営の適正化や監督 ・ 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定</p>								
予算の状況 （単位：百万円）	経営革新・創業促進に必要な経費 4,335百万円（平成25年度予算案計上額） （北海道局138百万円、東北局246百万円、関東局972百万円、中部局504百万円、近畿局734百万円、中国局504百万円、四国局413百万円、九州局687百万円、沖縄局138百万円 ※1協議会当たりの予算案を単純計算。）								
関係職員数	145人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局7人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）								
事務量（アウトプット）	<p>○認定支援機関の業務運営の適正化、監督 （再生支援協議会関係） ・ 統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計312人） ・ 再生計画策定支援の報告を受けて、必要に応じ個別案件の再生手法や進め方について協議</p> <p style="margin-left: 40px;">再生計画の策定支援</p> <table style="margin-left: 80px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">22年度完了案件</td> <td style="text-align: right;">364件</td> </tr> <tr> <td>23年度完了案件</td> <td style="text-align: right;">255件</td> </tr> <tr> <td>24年度完了件数</td> <td style="text-align: right;">1,511件（速報値）</td> </tr> </table> <p>・ ブロック会議開催数 20回（24年度実績） （事業引継ぎ相談窓口・事業引継ぎ支援センター関係） ・ 統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計17人） ・ 事業者からの相談案件について、必要に応じ進め方について協議</p> <p style="margin-left: 40px;">24年度相談件数 813件</p> <p>○中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定（平成21年6月制度創設以後、これまで10件）</p>			22年度完了案件	364件	23年度完了案件	255件	24年度完了件数	1,511件（速報値）
22年度完了案件	364件								
23年度完了案件	255件								
24年度完了件数	1,511件（速報値）								
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成23年8月30日全国知事会）</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）</p>								
その他各方面の意見	<p>○地域毎に異なる手続では、債権放棄等の要請に応じがたいこと等から全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。（金融機関） （平成19年「中小企業再生支援協議会全国本部」立ち上げ時の意見）</p> <p>○関係省庁は、・・・、同一歩調で・・・以下の中小企業の経営改善・事業再生の促</p>								

	<p>進策を講じられたい。</p> <p>①再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の体制強化 (日本商工会議所「平成25年度中小企業関係施策に関する意見・要望」(H24.7.19))</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務</p> <p>○国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農工商等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>○中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日に期限を迎えるに当たり、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を協力に進めるに当たり、その具体化を図るため、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁)を取りまとめ、中小企業再生支援協議会の機能強化を図ることとなった。</p> <p>○また、平成24年度補正予算により、中小企業再生支援協議会の機能強化を更に、推し進めている。</p>
その他既往の政府方針等	<p><閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(H25.1.11)></p> <p>第3章具体的施策 II. 成長による富の創出 2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策 (1) 中小企業・小規模事業者等への支援</p> <p>②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援</p> <p>・中小企業再生支援協議会の機能強化</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-C</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>○以下の観点から全国的に統一された支援基準(実施基本要領)を示すだけではなく、個別案件についても統一的な取扱いが必要であり、国が認定支援機関の日常的な監督を通じて、その確実な実施を担保する必要がある。</p> <p>①地域毎に異なる運用がなされるため、取引先を広域に有する金融機関等の債権者は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等に応じることがきわめて困難となる。</p> <p>②地域毎に異なる運用がなされるため、全国的に統一された支援業務を担保できず、金融庁や国税庁から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益課税の緩和、無税償却)が認められず、中小企業の事業再生が進まない。</p> <p>③事業再生支援を推進することは、倒産防止を抑制する機能を持つが、こうした機能は、地域間において差が設けられるものではなく、全国一律のセーフティネットとして機能する必要がある。</p> <p>○事業再生支援は、知見の集約が必要であり、ベストプラクティス等を全国で共有し、再生支援のインフラを充実する必要があるため、国が再生支援を行う必要がある。</p> <p>○また、地方公共団体が債権者として、直接貸付や債務保証をしていることから、債権放棄には地方議会の議決等が必要であり、利益相反を生じるため、地方自治体が適正に認定支援機関の認定や監督を実施することは困難。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局	No. 16
-------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																					
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務																																																																																																				
事務・権限の概要	<p>○目的 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に資する。</p> <p>○根拠法令 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法） ・経営承継円滑化法施行令 ・経営承継円滑化法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等 ・租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4まで ・同法施行令第40条の8から第40条の8の3 ・同法施行規則第23条の9から第23条の12</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）」の適用の前提となる経済産業大臣の認定 ・年次報告※、合併報告等の各種報告に係る確認 ※上記認定企業が年1回、5年間行うもの ・贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認） ・金融支援に係る経済産業大臣の認定 等</p>																																																																																																				
予算の状況 （単位：百万円）	—																																																																																																				
関係職員数	171人の内数（平成25年度末現在） （北海道局19人の内数、東北局21人の内数、関東局33人の内数、中部局18人の内数、近畿局31人の内数、中国局14人の内数、四国局13人の内数、九州局22人の内数）																																																																																																				
事務量（アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（全国）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>153</td> <td>132</td> <td>63</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（北海道局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（東北局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">（関東局）</th> </tr> <tr> <th>業務指標</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税認定</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	（全国）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	153	132	63	64	贈与税認定	28	67	73	69	金融認定	20	16	17	18	（北海道局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	3	10	0	3	贈与税認定	2	0	8	7	金融認定	2	2	1	1	（東北局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	13	14	7	2	贈与税認定	0	4	4	2	金融認定	1	1	1	0	（関東局）					業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	13	14	7	2	贈与税認定	0	4	4	2	金融認定	1	1	1	0
（全国）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	153	132	63	64																																																																																																	
贈与税認定	28	67	73	69																																																																																																	
金融認定	20	16	17	18																																																																																																	
（北海道局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	3	10	0	3																																																																																																	
贈与税認定	2	0	8	7																																																																																																	
金融認定	2	2	1	1																																																																																																	
（東北局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	13	14	7	2																																																																																																	
贈与税認定	0	4	4	2																																																																																																	
金融認定	1	1	1	0																																																																																																	
（関東局）																																																																																																					
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																	
相続税認定	13	14	7	2																																																																																																	
贈与税認定	0	4	4	2																																																																																																	
金融認定	1	1	1	0																																																																																																	

	<table border="1"> <tr> <td>相続税認定</td> <td>63</td> <td>48</td> <td>37</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>16</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </table>	相続税認定	63	48	37	32	贈与税認定	16	38	38	35	金融認定	8	9	9	10					
相続税認定	63	48	37	32																	
贈与税認定	16	38	38	35																	
金融認定	8	9	9	10																	
	(中部局)																				
	<table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>相続税認定</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	21	16	5	6	贈与税認定	2	8	4	6	金融認定	3	1	0	0
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																	
相続税認定	21	16	5	6																	
贈与税認定	2	8	4	6																	
金融認定	3	1	0	0																	
	(近畿局)																				
	<table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>相続税認定</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	21	20	10	11	贈与税認定	7	9	11	5	金融認定	2	1	2	1
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																	
相続税認定	21	20	10	11																	
贈与税認定	7	9	11	5																	
金融認定	2	1	2	1																	
	(中国局)																				
	<table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>相続税認定</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </table>	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	8	8	1	2	贈与税認定	1	3	3	8	金融認定	1	0	0	3
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																	
相続税認定	8	8	1	2																	
贈与税認定	1	3	3	8																	
金融認定	1	0	0	3																	
	(四国局)																				
	<table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>相続税認定</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	8	5	1	4	贈与税認定	0	1	2	2	金融認定	0	0	0	0
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																	
相続税認定	8	5	1	4																	
贈与税認定	0	1	2	2																	
金融認定	0	0	0	0																	
	(九州局)																				
	<table border="1"> <tr> <td>業務指標</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>相続税認定</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>贈与税認定</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>金融認定</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </table>	業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度	相続税認定	16	11	2	4	贈与税認定	0	4	3	4	金融認定	3	2	4	3
業務指標	21年度	22年度	23年度	24年度																	
相続税認定	16	11	2	4																	
贈与税認定	0	4	3	4																	
金融認定	3	2	4	3																	
地方側の意見	<p>○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。(平成23年8月30日全国知事会)</p> <p>○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」(平成25年4月12日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康)</p>																				
その他各方面の意見	—																				
平成21年工程表における見直しの内容	<p>中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務</p> <p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。</p>																				
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>事業承継税制については、平成25年度税制改正大綱において各種適用要件の見直しが決定されたところであり、平成27年1月の相続税の見直しに併せて施行される予定である。</p>																				
その他既往の政府方針等	—																				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 B②</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>当該事務は、経営承継円滑化法をはじめ租税特別措置法や会社法などの各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある十分な実施体制が必要である。また、当該事務は国税の特例措置等を適用するための前提となるものであることから、国税関連の解釈等に関して全国統一的に遂行される必要がある。このため、税関連解釈等に関して国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整を前提に、的確な執行体制が確保され次第、移譲する。</p>
<p>備考</p>	<p>当該事務は、国税の特例措置等を適用するための前提となるものであり、税関連解釈等に関しての国との連携及び関係省庁との制度のあり方についての調整が前提。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：経済産業局		No. 17
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ 中小企業応援センター事業の事務	
事務・権限の概要	○目的 中小企業の生産性の向上等の経営改善を図るため、地域支援機関では対応困難な経営課題（農商工連携・経営革新・事業承継など）に対し、専門家派遣を中心とした支援を実施。 ○根拠法令：－ ○経済産業局の具体的な業務内容 ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの採択、契約及び金銭面での業務執行 ・ 各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの事業面のフォローアップ	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	－	
事務量（アウトプット）	－	
地方側の意見	○「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。（平成 23 年 8 月 30 日全国知事会） ○「中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。」（平成 25 年 4 月 12 日地方分権改革有識者会議構成員 佐賀県知事 古川康）	
その他各方面の意見	－	
平成 21 年工程表における見直しの内容	中小企業の経営の向上、新たな事業活動の創出等に関する事務 国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用促進法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するように見直しを行う。	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－	
その他既往の政府方針等	－	
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） 本事業は平成 22 年度をもって廃止。	
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> D （廃止済み） </div> （参考）		

平成 22 年の検討 結果 C - c	
備考	-